

部 分	整 備 基 準 【建築物】
	<p>(4) 直接地上へ通ずる出入口のうち、1以上の出入口から人又は案内設備により視覚障がい者に公共的施設全体の利用に関する情報提供を行うことができる場所までの廊下等には、視覚障がい者誘導用ブロック等（線状ブロック等（視覚障がい者を誘導するための床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床材の色と明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。）及び点状ブロック等（視覚障がい者の注意を喚起するための床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床材の色と明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。）を適切に組み合わせて床面に敷設したものをいう。以下同じ。）を敷設し、又は音声により視覚障がい者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること（教育施設（用途面積が2,000平方メートル以上の地方公共団体の設置する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校並びに特別支援学校を除く。）、各種学校等、共同住宅等、事務所、工場及び自動車販売施設等の自動車関連施設を除く。）。ただし、直接地上へ通ずる出入口又は出入口が視認できる場所において常時勤務する者により視覚障がい者を誘導することができる場合その他視覚障がい者の誘導上支障のない場合においては、この限りでない。</p> <p>(5) 廊下等に設けられる傾斜路及びその踊り場は、次に定める構造（教育施設（用途面積が2,000平方メートル以上の地方公共団体の設置する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校並びに特別支援学校を除く。）、各種学校等、共同住宅等、事務所、工場、自動車販売施設等の自動車関連施設、入所型の社会福祉施設、保育所及び学童保育所にあつては、次のイからトまでに定める構造）とすること。</p> <p>イ 有効幅員は、120センチメートル（段を併設する場合にあつては、90センチメートル）以上とすること。</p> <p>ロ こう配は、12分の1（高さが16センチメートル以下の場合にあつては、8分の1）を超えないこと。</p> <p>ハ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊り場を設けること。</p> <p>ニ 両側に立ち上げ等を設けること。</p> <p>ホ 高さ80センチメートル程度の手すりを設けること（高さが16センチメートル以下、かつ、こう配が12分の1以下の傾斜路を除く。）。</p> <p>ヘ 表面の仕上げは、滑りにくいものとする。</p> <p>ト 傾斜路の勾配部分は、その踊り場及び当該傾斜路に接する廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより識別しやすいものとする。</p> <p>チ 傾斜路の上端に近接する廊下等及び踊り場の部分には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、次に定める部分は、この限りでない。</p> <p>(イ) こう配が20分の1以下の傾斜路の上端に近接する廊下等及び踊り場の部分</p>

部 分	整 備 基 準 【建築物】
	<p>(ロ) 高さが 16 センチメートル以下、かつ、こう配が 12 分の 1 以下の傾斜路の上端に近接する廊下等及び踊り場の部分</p> <p>(ハ) 傾斜路と連続して手すりが設けられた踊り場の部分</p>
<p>3 階段（踊り場を含む。以下同じ。）</p>	<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障がい者、高齢者等が利用する階段は、次に定める構造（教育施設（用途面積が 2,000 平方メートル以上の地方公共団体の設置する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校並びに特別支援学校を除く。）、各種学校等、共同住宅等、事務所、工場、自動車販売施設等の自動車関連施設、入所型の社会福祉施設、保育所及び学童保育所にあつては、次のイからホまでに定める構造）とすること。</p> <p>イ 高さ 80 センチメートル程度の手すりを設けること。</p> <p>ロ 主な階段には、回り段を設けないこと。ただし、建築物の構造上回り段を設けない構造とすることが困難な場合においては、この限りでない。</p> <p>ハ 表面の仕上げは、滑りにくいものとする。</p> <p>ニ 側面が壁でない場合は、立ち上げ等を設けること。</p> <p>ホ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段が識別しやすく、かつ、段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。</p> <p>へ 階段の上端に近接する廊下等及び踊り場の部分には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、段がある部分と連続して手すりが設けられた踊り場の部分は、この限りでない。</p>
<p>4 昇降機</p>	<p>(1) 2 以上の階を有し、用途面積が 2,000 平方メートル以上の公共的施設（教育施設（地方公共団体の設置する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校を除く。）、各種学校等、共同住宅等、事務所及び工場を除く。）には、エレベーターを設けること。</p> <p>(2) (1)に規定するエレベーターは、次に定める構造（入所型の社会福祉施設に設ける寝台用エレベーターにあつては、次のロ及びニからワまでに定める構造）とし、かつ、主な廊下等に近接した位置に設けること。ただし、次に定める構造と同等以上の性能等を有すると認められるエレベーターを設置する場合には、この限りでない。</p> <p>イ かごの幅は、140 センチメートル以上とすること。</p> <p>ロ かごの奥行きは、135 センチメートル以上とすること。</p> <p>ハ かごの平面形状は、車いすの転回に支障がないものとする。</p> <p>ニ かご内には、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。</p> <p>ホ 乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。</p> <p>へ かご内には、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>ト かご及び昇降路の出入口の有効幅員は、80 センチメートル以上とすること。</p>

部 分	整 備 基 準 【建築物】
	<p>チ かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。</p> <p>リ かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置（チに規定する制御装置を除く。）は、視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。</p> <p>ヌ 乗降ロビーの幅及び奥行きは、それぞれ 150 センチメートル以上とすること。</p> <p>ル かご内の側面には、手すりを設けること。</p> <p>ロ かご内には、かご及び昇降路の出入口の戸の開閉状態を確認することができる鏡を設けること。</p> <p>ワ かご内又は乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。</p>
5 便 所	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障がい者、高齢者等が利用する便所を設ける場合においては、次に定める構造及び設備を有する便所を 1 以上（男女用の区別があるときは、それぞれ 1 以上）設けること。</p> <p>イ 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間（直径 150 センチメートル以上の円が内接でき、かつ便器の前方に 120 センチメートル以上の距離があるもの）が確保され、かつ、腰掛け便座、手すり（L 字型手すり及び可動式手すりとする。）、洗浄装置、鏡、洗面器、容易に操作できる水栓器具、非常通報装置、施錠装置、ペーパーホルダー等が適切な位置に配置されている便房（以下「多機能便房」という。）が設けられていること。ただし、用途面積が 300 平方メートル未満の公共的施設（公衆便所を除く。）においては、車いす使用者が利用できる空間を確保した便房とすることができる。</p> <p>ロ 多機能便房の出入口及び当該便房のある便所の出入口の有効幅員は、80 センチメートル以上とし、かつ、車いす使用者の通行に支障となる段を設けないこと。</p> <p>ハ 多機能便房の出入口及び当該便房のある便所の出入口に戸を設ける場合において、当該戸は、自動的に開閉する構造又は車いす使用者その他の障害者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>ニ 多機能便房のある便所には、その出入口付近に当該便房が設置されていることを適切な方法で表示すること。</p> <p>ホ 多機能便房内の洗面器は、車いす使用者が利用できる高さ及び下部に空間を確保した構造とすること。</p> <p>(2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障がい者、高齢者等が利用する便所を設ける場合においては、各便所に腰掛け便座及び手すりを設けた便房を 1 以上（男女用の区別があるときは、それぞれ 1 以上）設けること。ただし、当該便所内に(1)に定める構造の便房を設ける場合においては、この限りでない。</p>

部 分	整 備 基 準 【建築物】
	<p>(3) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障がい者、高齢者等が利用する男子用小便器を設ける場合においては、両側に手すりのある床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが 35 センチメートル以下のものに限る。）その他これに類する小便器を 1 以上設けること。</p> <p>(4) 便所には、次に定める構造及び設備を有する洗面器を 1 以上設けること。</p> <p>イ カウンター埋め込み式とする又は手すりを設置すること。ただし、多機能便房内に設けられた洗面器については、この限りでない。</p> <p>ロ 水栓器具は、レバー式、光感知式その他障がい者、高齢者等が容易に操作できるものとし、高さにも配慮すること。</p> <p>(5) 官公庁施設、医療施設、社会福祉施設（母子福祉施設、母子健康センター及び保健センターに限る。）、商業施設（遊技施設を除く。）、文化施設、体育施設、宿泊施設又は集会施設で、用途面積が 2,000 平方メートル以上のものに、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障がい者、高齢者等が利用する便所を設ける場合においては、次に定める構造の便所を 1 以上（男女用の区別があるときは、それぞれ 1 以上）設けること。</p> <p>イ 乳幼児いすその他乳幼児を座らせることができる設備（以下「乳幼児いす等」という。）のある便房を 1 以上設けること。</p> <p>ロ 乳幼児ベッドその他乳幼児のおむつ替えのできる設備（以下「乳幼児ベッド等」という。）を 1 以上設けること。ただし、便所以外におむつ替えのできる場所を設ける場合は、この限りでない。</p> <p>ハ 乳幼児いす等又は乳幼児ベッド等のある便房及び便所の出入口付近には、当該設備が設置されていることを適切な方法で表示すること。</p> <p>(6) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障がい者、高齢者等が利用する便所を設ける場合で、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）第 14 条第 1 項の規定の適用を受けるとき並びに用途面積が 2,000 平方メートル以上の地方公共団体の設置する高等学校及び中等教育学校（後期課程に限る。）は、次に定める設備のある便房を 1 以上（男女用の区別があるときは、それぞれ 1 以上）設けること。</p> <p>イ 人工肛門又は人工膀胱を使用している者（以下「オストメイト」という。）のための汚物流しを設けた洗浄設備（ただし、既存便所の改修を行う場合等で構造上やむを得ないときは、簡易洗浄装置とすることができる。）を設けること。</p> <p>ロ イに定める洗浄設備が設置されている便房及び当該便房が設置されている便所の出入口付近には、オストメイトのための洗浄設備が設置されていることを適切な方法で表示すること。</p>
6 敷地内の通路	<p>(1) 表面の仕上げは、滑りにくいものとする。</p> <p>(2) 段を設ける場合において、当該段は、3 のイからホまでに定める構造に準じたものとする。</p> <p>(3) 通路を横断する排水溝等を設ける場合は、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まない溝ふたを設けること。</p>

部 分	整 備 基 準 【建築物】
	<p>(4) 直接地上へ通ずる 1 に定める構造の各出入口から当該公共的施設の敷地に接する道又は空地（建築基準法第 43 条第 2 項第 1 号で認められた道又は同項第 2 号の許可を受けた敷地に接する空地に限る。以下「道等」という。）に至る敷地内の通路及び直接地上へ通ずる 1 に定める構造の各出入口から駐車場の車いす使用者が円滑に利用できる部分（以下「車いす使用者用駐車区画」という。）に至る敷地内の通路のうち、それぞれ 1 以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。ただし、地形の特殊性により当該構造とすることが著しく困難であり、かつ、直接地上へ通ずる 1 に定める構造の出入口から道等に至る車路を設ける場合における当該出入口から道等に至る敷地内の通路については、この限りでない。</p> <p>イ 有効幅員は、120 センチメートル以上とすること。</p> <p>ロ 50 メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。</p> <p>ハ 戸を設ける場合において、当該戸は、次に定める構造とすること。</p> <p>(イ) 有効幅員は、80 センチメートル以上とすること。</p> <p>(ロ) 自動的に開閉する構造又は車いす使用者その他の障がい者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>ニ 高低差がある場合においては、(6)に定める構造の傾斜路及びその踊り場又は車いす使用者用特殊構造昇降機を設けること。</p> <p>ホ 車いす使用者用駐車区画に至る敷地内の通路には、必要に応じて、降雨等の影響を少なくするひさし又は屋根を設けること。</p> <p>(5) 公共的施設（共同住宅等、事務所、工場及び自動車販売施設等の自動車関連施設を除く。）の直接地上へ通ずる 1 に定める構造の各出入口から道等に至る敷地内の通路のうち、1 以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 用途面積が 2,000 平方メートル以上の公共的施設においては、視覚障がい者誘導用ブロック等を敷設し、又は音声により視覚障がい者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。</p> <p>ロ 車路に接する部分並びに傾斜路及び段の上端に近接する敷地内の通路及び踊り場の部分には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、次に定める部分は、この限りでない。</p> <p>(イ) こう配が 20 分の 1 以下の傾斜路の上端に近接する敷地内の通路及び踊り場の部分</p> <p>(ロ) 高さが 16 センチメートル以下、かつ、こう配が 12 分の 1 以下の傾斜路の上端に近接する敷地内の通路及び踊り場の部分</p> <p>(ハ) 段がある部分又は傾斜路と連続して手すりが設けられた踊り場の部分</p> <p>(6) 敷地内の通路に設けられる傾斜路及びその踊り場は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 2 の(5)のイからニまで及びへに定める構造とすること。</p> <p>ロ 高さ 80 センチメートル程度の手すりを設けること（高さが 16 センチメートル以下、かつ、こう配が 12 分の 1 以下又はこう配が 20 分の 1 以下の傾斜路を除く。）。</p>

部 分	整 備 基 準 【建築物】
	<p>ハ 傾斜路の勾配部分は、その踊り場及び当該傾斜路に接する敷地内の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより識別しやすいものとする。</p>
7 駐車場	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障がい者、高齢者等が利用する自動車の駐車場を設ける場合において、1以上の車いす使用者用駐車区画は、次に定める構造（用途面積が2,000平方メートル未満の公共的施設に自動車の駐車のために供する区画が30台未満の駐車場を設ける場合にあっては、次のイからハまでに定める構造）とすること。</p> <p>イ 建築物の出入口に最も近い位置に設けること。</p> <p>ロ 区画の幅は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>ハ 床面は、平坦とし、水はけの良い仕上げとすること。</p> <p>ニ 車いす使用者用駐車区画であることを立て看板等見やすい方法により標示すること。</p> <p>ホ 道等から駐車場に至る主な出入口付近には、車いす使用者用駐車区画の位置を標示する、又は位置へ誘導する立て看板を設けること。ただし、塀、樹木等がなく、道等から車いす使用者用駐車区画の立て看板等が視認できる場合は、この限りでない。</p> <p>ヘ 車いす使用者用駐車区画には、必要に応じて、降雨等の影響を少なくするひさし又は屋根を設けること。</p> <p>(2) 車いす使用者用駐車区画へ通ずる出入口から車いす使用者用駐車区画に至る駐車場内の通路は、6の(1)から(4)までに定める構造とすること。</p>
8 浴室	<p>用途面積が1,000平方メートル以上の医療施設、社会福祉施設、宿泊施設及び公衆浴場に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障がい者、高齢者等が利用する浴室を設ける場合において、1以上（男女用の区別があるときは、それぞれ1以上）の浴室は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 脱衣室及び浴室の出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>(イ) 有効幅員は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(ロ) 戸は、自動的に開閉する構造又は車いす使用者その他の障がい者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>(ハ) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>ロ 表面の仕上げは、滑りにくいものとする。</p> <p>ハ 障がい者、高齢者等が利用できるよう、手すり等が適切に配置されていること。</p> <p>ニ 水栓器具は、容易に操作できるものであること。</p>
9 更衣室又はシャワー室	<p>用途面積が1,000平方メートル以上の体育施設に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障がい者、高齢者等が利用する更衣室又はシャワー室を設ける場合において、1以上（男女用の区別があるときは、それぞれ1以上）の更衣室又はシャワー室は、次に定める構造とすること。</p>

部分	整備基準【建築物】
	<p>イ 出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>(イ) 有効幅員は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(ロ) 戸は、自動的に開閉する構造又は車いす使用者その他の障がい者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>(ハ) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>ロ 表面の仕上げは、滑りにくいものとすること。</p> <p>ハ 障がい者、高齢者等が利用できるよう、手すり等が適切に配置されていること。</p> <p>ニ 水栓器具は、容易に操作できるものであること。</p>
10 客室	<p>50室以上の客室を有する宿泊施設には、次に定める構造の客室を客室の総数に百分の一を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)以上設けること。</p> <p>イ 出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>(イ) 有効幅員は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(ロ) 戸は、自動的に開閉する構造又は車いす使用者その他の障がい者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>(ハ) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>ロ 室内の便所は、5の(1)のイからハまでに定める構造とすること。</p> <p>ハ 室内の浴室は、次に定める構造とすること。</p> <p>(イ) 非常通報装置を設けること。</p> <p>(ロ) 8に定める構造とすること。</p> <p>ニ 車いす使用者が円滑に利用できるよう、十分な面積が確保されていること。</p> <p>ホ 視覚障がい者及び聴覚障がい者に配慮した音声、光等による非常警報装置を設けること。</p>
11 授乳場所等	<p>公共的施設には、必要に応じて、円滑に授乳及びおむつ替えができる場所を1以上設けること。</p>
12 観覧席及び客席(以下「観覧席等」という。)	<p>娯楽施設、体育施設及び集会施設に、固定式の観覧席等を設ける場合において、車いす使用者用観覧席等は、席数が100席以上400席以下のときは2席以上の、400席を超えるときは2席に席数200席(200席に満たない場合は、200席とする。)ごとに1席を加えた席数(その席数が10席を超える場合は10席)以上とし、かつ、次に定める構造で、利用しやすい適切な位置に設けること。</p> <p>イ 1席につき、幅85センチメートル以上、奥行120センチメートル以上とすること。</p> <p>ロ 車いす使用者用観覧席等の前面及び側面には、腰壁、手すり等を設けること。</p> <p>ハ 出入口から車いす使用者用観覧席等に至る1以上の経路及び出入口又は車いす使用者用観覧席等から舞台等に至る経路は、円滑に到達できる構造とすること。</p>

部分	整備基準【建築物】
13 カウンター、記載台、公衆電話台等（以下「カウンター等」という。）	<p>(1) カウンター等を設ける場合において、1以上のカウンター等を車いす使用者が利用できる高さ及び構造とすること。</p> <p>(2) レジカウンター（商品、サービス等の代金を支払う場所をいう。）を設ける場合において、1以上のカウンターを次に定める構造とすること。</p> <p>イ 有効幅員は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>ロ 車いす使用者が円滑に通過できる構造とすること。</p>
14 改札口	<p>改札口（入場券等の検査又は取集めを行う場所をいう。）を設ける場合において、1以上の改札口を次に定める構造とすること。</p> <p>イ 有効幅員は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>ロ 車いす使用者が円滑に通過できる構造とすること。</p> <p>ハ 案内窓口（券売機）から改札口に至る通路に視覚障がい者誘導用ブロック等を敷設すること。</p>
15 避難設備（緊急時の設備）	<p>(1) 自動火災報知設備及び誘導灯を設ける場合において、視覚障がい者及び聴覚障がい者に配慮した音声、光等による非常警報装置を設けること。</p> <p>(2) 非常口の屋内から外部に至る主要な避難通路には、段差を設けないこと。</p> <p>(3) 防火戸に附帯するくぐり戸下部は、またぐ必要のない構造とすること。</p>
16 案内板	<p>案内板を設ける場合は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 位置、高さ、文字の大きさ、色彩等は、障がい者、高齢者等が見やすく理解しやすいように配慮したものとすること。</p> <p>ロ 点字による表記、文字等の浮き彫り、音による案内その他これらに類するものにより、視覚障がい者が円滑に利用することができる構造とすること。ただし、案内所、案内設備等により、視覚障がい者への情報提供が支障なく行われる場合又は教育施設（用途面積が2,000平方メートル以上の地方公共団体の設置する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校並びに特別支援学校を除く。）、各種学校等、共同住宅等、事務所、工場及び自動車販売施設等の自動車関連施設に案内板を設ける場合においては、この限りでない。</p> <p>ハ 多機能便房のある便所、エレベーターその他の昇降機又は車いす使用者用駐車区画を設ける場合は、その位置を表示すること。</p> <p>ニ 必要に応じてローマ字又は絵による表示を行うこと。</p>